

子育て世代の住宅取得を応援！利用者の声をもとにより使いやすく対象者等を拡充！ 若者・子育て世代住宅取得補助を4/1からリニューアル

子育て環境日本一を目指している龍ヶ崎市では、平成27年度から実施している「若者・子育て世代住宅取得補助」(最大30万円補助)の対象者・加算を拡充し、平成30年4月1日からリニューアルします。

本市では、若者・子育て世代の定住化を促進し、人口の流入促進や流出防止に取り組むことで活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、住宅ローンを活用して市内で初めて住宅を取得した若者・子育て世代に対して補助金を交付してきました。

平成28年12月に「子育て応援都市宣言」を行った本市では、子育て世代の住宅取得をこれまで以上に応援するため、昨今の晩婚・晩産化の実情や利用者の方の声を踏まえ、平成30年度から補助の対象を拡充。平成30年度から平成33年度までの予定で本事業を実施し、若者・子育て世代の定住促進や人口の流出防止に向けた取り組みを進めてまいります。

リニューアルのポイント

① お子さまの年齢でも申請可能に！

昨今の晩婚、晩産化を背景に子を出産する平均年齢が上昇傾向にある実情を踏まえ、申請者の年齢だけではなく、お子さまの年齢でも申請が可能になります。

これまで | 取得者・配偶者のいずれかが40歳未満(申請年度4/1現在の年齢)

これから | 上記の条件もしくはお子さまの年齢が18歳未満(申請者と同世帯にいることが条件)

② 市外からの転入者加算を10万円に増額！

市外から転入の方を対象に加算金を5万円から10万円に増額。市外からの転入を促進します。

これまで | 市外からの転入者は5万円を加算

これから | 市外からの転入者は10万円を加算

③ 市内転居にも子育て加算！1人につき+5万円

子育て応援都市宣言を踏まえ、市外からの転入者のみではなく、市内間の転居による住宅取得の場合でも、お子さま1人につき5万円の加算を行い、市外への流出防止に取り組めます。

これまで | 市外からの転入者にのみ、18歳未満の同居の子1人につき、5万円を加算

これから | 市内の転居・市外からの転入とも18歳未満の同居の子1人につき、5万円を加算

担当課

龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課 建築開発指導グループ
担当者 松田・窪田(まつだ・くぼた)
連絡先：0297-60-1557(直通)